

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月30日
【計算期間】	第7期中（自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日）
【ファンド名】	ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍 レバレッジ型） (Nomura Global Market Neutral Fund 0707)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役会長 増田 真一
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田中 収
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 白川 もえぎ
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 1194
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）（Nomura Global Market Neutral Fund 0707）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（1）【投資状況】

（2014年2月末日現在）

資産の種類	国 名	時価 (円)	投資比率 (%)
債券	ケイマン諸島	187,209,537	3.87
小計		187,209,537	3.87
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		4,652,704,534	96.13
合計（純資産総額）		4,839,914,071	100.00

（注1） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

（注2） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（2）【運用実績】

①【純資産の推移】

2014年2月末日および同日前1年間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

（Aクラス受益証券）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
2013年3月末日	2,647,970,814	3,193
4月末日	2,644,836,082	3,189
5月末日	2,643,879,114	3,188
6月末日	2,644,519,943	3,188
7月末日	2,642,659,534	3,186
8月末日	2,642,491,340	3,186
9月末日	2,641,131,920	3,184
10月末日	2,645,994,693	3,190
11月末日	2,676,218,743	3,227
12月末日	2,643,621,389	3,187
2014年1月末日	2,639,918,951	3,183
2月末日	2,640,082,799	3,183

（Ｂクラス受益証券）

	純資産総額	１口当たり純資産価格
	(円)	(円)
2013年３月末日	1,645,535,560	2,325
４月末日	1,712,721,127	2,420
５月末日	1,764,641,549	2,493
６月末日	1,731,217,339	2,446
７月末日	1,714,248,115	2,422
８月末日	1,718,502,358	2,428
９月末日	1,713,532,496	2,421
10月末日	1,724,089,329	2,436
11月末日	1,791,166,828	2,531
12月末日	1,839,509,012	2,599
2014年１月末日	1,793,114,467	2,533
２月末日	1,779,059,497	2,514

（Ｃクラス受益証券）

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2013年３月末日	4,137,257.27	419,766,123	29.66	3,009
４月末日	4,135,601.08	419,598,086	29.65	3,008
５月末日	4,136,386.19	419,677,743	29.65	3,008
６月末日	4,137,596.29	419,800,520	29.66	3,009
７月末日	4,135,061.15	419,543,304	29.64	3,007
８月末日	4,135,623.03	419,600,313	29.65	3,008
９月末日	4,135,448.18	419,582,572	29.64	3,007
10月末日	4,144,431.80	420,494,050	29.71	3,014
11月末日	4,143,946.38	420,444,800	29.71	3,014
12月末日	4,142,724.68	420,320,846	29.70	3,013
2014年１月末日	4,137,926.90	419,834,063	29.66	3,009
２月末日	4,138,605.52	419,902,916	29.67	3,010

（注）米ドルの円貨換算は、2014年４月14日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝101.46円）によります。

②【分配の推移】

（Ａクラス受益証券）

期間	分配金（円）
2013年３月１日から2014年２月末日	0

（Ｂクラス受益証券）

期間	分配金（円）
2013年３月１日から2014年２月末日	0

（Ｃクラス受益証券）

期間	分配金（米ドル）
2013年３月１日から2014年２月末日	0

③【収益率の推移】

（Aクラス受益証券）

期間	収益率（％）（注）
2013年3月1日から2014年2月末日	-0.87

（Bクラス受益証券）

期間	収益率（％）（注）
2013年3月1日から2014年2月末日	9.88

（Cクラス受益証券）

期間	収益率（％）（注）
2013年3月1日から2014年2月末日	-0.24

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2013年2月末日の受益証券1口当り純資産価格

2【販売及び買戻しの実績】

2014年2月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2014年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
Aクラス受益証券	23,000 (0)	23,000 (23,000)	829,400 (829,400)
Bクラス受益証券	14,100 (0)	14,100 (14,100)	707,800 (707,800)
Cクラス受益証券	3,500 (0)	3,500 (3,500)	139,500 (139,500)

(注) ()の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

1. ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（３倍レバレッジ型）

純資産計算書

2014年１月31日現在

（日本円で表示）

	注記	
資産の部		
投資有価証券—純資産額 （取得価額：930,233,469円）	2、3	186,649,040
銀行預金		4,756,749,361
資産合計		4,943,398,401
負債の部		
先渡為替契約未実現損失	12	80,381,521
未払費用	9	5,887,495
負債合計		86,269,016
純資産		4,857,129,385

各受益証券による内訳は以下のとおり。

	１口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券（日本円）	3,183	829,400	2,639,918,951
Bクラス受益証券（日本円）	2,533	707,800	1,793,114,467
Cクラス受益証券（米ドル）	29.66	139,500	4,137,927

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）

発行済受益証券数の変動表

2014年1月31日に終了した期間

Aクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	829,400
発行受益証券数	17,000
買戻受益証券数	(17,000)
期末現在発行済受益証券数	829,400

Bクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	707,800
発行受益証券数	2,000
買戻受益証券数	(2,000)
期末現在発行済受益証券数	707,800

Cクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	139,500
発行受益証券数	500
買戻受益証券数	(500)
期末現在発行済受益証券数	139,500

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）

財務書類に対する注記

2014年1月31日現在

注1－組織

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）（「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2007年5月18日付信託証書（2009年1月29日付修正証書により修正済。）に基づいて設定された。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する投資信託である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁（CIMA）に登録されており、それにより、CIMAに対する目論見書及び年次監査報告の届出が課されている。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する許可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

ファンドの投資目的は、すべての市況において、安定的な元本の成長を低いボラティリティかつ下落リスクの抑制で達成することである。受託会社は、パークレイズ・バンク PLC（「本債券発行会社」）が、40,000,000,000英ポンドのストラクチャード・ノート・プログラムに基づき発行した、2017年6月30日満期ゴテックス／ノムラ・レバレッジド・インデックス 2（「インデックス」）連動債券（「本債券」）に、ファンドの資産のほとんどを投資することにより、本目的の達成を図る。ファンドのその他の資産はすべて、現金および現金同等物として保有される。ファンドの本債券への投資に関する詳細については、注記3を参照のこと。

ファンドは、2017年7月31日に終了することを予定して設定されている。ファンドは、信託証書に基づき早期に終了すること、または受託会社と管理会社との合意の上、信託期間を延長することができる。2014年1月31日時点で、管理会社および受託会社は、ファンドを早期に終了する予定はない。

受益者には、ファンドがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下にもない旨留意されたい。

注2－重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、以下の重要な会計方針を採用している。

証券の評価

ファンドの投資対象は、本債券のみである。ファンドが投資する本債券は、決定代理人の資格において、本債券発行会社より取得する買呼値で評価される。

本債券の価格は、ゴテックス／ノムラ・マーケット・ニュートラル・ファンド（USD）リミテッド（「ゴテックス・ノムラMNファンド」）の価値に連動している。決定代理人は、目論見書に従い、ゴテックス・ノムラMNファンドの事務代行会社および管理会社より得た情報に依拠し、本債券の価値を決定する。市場における流動性不足により、本債券の実際の売却価格または換金可能な価格は、決定代理人が見積もり、ファンドが計上したものと著しく異なる場合がある。

現金およびその他の流動資産は、未収利息を加えた額面で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却される証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末日の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2014年1月31日現在の為替レート：

1円＝0.00720ユーロ

1円＝0.00976米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期日までの残存期間に関して期末日に適用される先渡レートにて評価される。先渡為替契約に係る損益は、運用計算書において認識されている。未実現純利益は純資産計算書の資産の部に、未実現純損失は負債の部に計上されている。

注３－本債券への投資

ファンドは、受益証券の発行手取金総額のほとんどを、本債券に投資する。したがって、その運用実績は、本債券の運用実績に依拠し、本債券の運用実績は、さらにゴテックス・ノムラMNファンドの運用実績に依拠する。ゴテックス・ノムラMNファンドは、ゴテックス・ファンド・マネジメント・エスエーアールエルにより運用される。

ゴテックス・ノムラMNファンドの投資目的は、主要な株式指数および債券市場の指数との低い相関関係により、中期的に継続して収益をあげることである。

ゴテックス・ノムラMNファンドは、マルチ・ストラテジー、マルチ・マネージャー、ファンド・オブ・ヘッジファンズ投資アプローチにより投資目的の達成を図る。ゴテックス・ノムラMNファンドは、主にマーケット・ニュートラル戦略を追求する、少なくとも40のヘッジファンド投資の影響を受ける。

本債券は、（i）ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよび（ii）ローン・ユニットへの想定上の投資からなるインデックスに連動する。ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットおよびローン・ユニットの比率は、常時変動し、パークレイズ・バンク PLCが、ダイナミック・レバレッジ・メカニズム（「配分メカニズム」）により、決定代理人（「決定代理人」）としての資格において決定する。当初設定期間の後、本債券は、およそ3倍のレバレッジ（本債券1ユニットにつき、想定借入金を2ユニット相当とする。）を適用する。実際のレバレッジは、本債券の存続期間中、配分メカニズムにより変動する。本債券は、元本が保証されているものではない。悪化した市況下では、ファンドは、その当初の投資の一部または全部を喪失するおそれがある。レバレッジの利用により、ゴテックス・ノムラMNファンドの価値が低下した場合、ファンドは、仮にゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資した場合よりも著しく速く、その当初の投資を喪失するおそれがある。

決定代理人は、2009年5月5日付で、本債券の投資家に対し、決定代理人が重大であると決定したゴテックス・ノムラMNファンドの投資ガイドラインの違反により、終了事由が引き起こされた旨の通知をした。その結果、ゴテックス・ノムラMNファンドのユニットはゼロに設定され、ゴテックス・ノムラMNファンドに対して全額買戻し請求がなされた。ゴテックス・ノムラMNファンドの取締役は、2009年7月、流動性不足により、全てのゴテックス・ノムラMNファンドの買戻しを停止した。買戻し請求の一部は以後履行され、かかる手取金は本債券のレバレッジ・ポジションの解消のために使用された。2014年1月31日現在、ファンドは、その純資産の3.84%を、ゴテックス・ノムラMNファンドへ直接投資する本債券で引き続き保有している。買戻し請求が完了する正確な時期は現時点では不明である。

注４－受託会社の報酬

受託会社は、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額、およびファンドのために受託会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5－管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、各評価日のファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額、およびファンドのために管理会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注6－代行協会員の報酬

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が提供するであろう役務に関連して合理的に負担した実費の請求があれば、ファンドの費用負担で支払うことができる。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。さらに、代行協会員は、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、目論見書の規定に基づき算出される純資産額の年率0.50%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。ただし、代行協会員は、2009年1月1日より、今後通知をするまで、代行協会員報酬を放棄する旨合意した。

注7－保管会社および事務代行会社の報酬

保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、最低年間報酬を750,000円とし、各評価日のファンドの純資産額の年率0.02%に相当する額、およびファンドのために保管会社が直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、ファンドの会計年度の四半期毎に、日本円で当該四半期の最終日の60日以内に支払われる報酬として、最低年間報酬を5,250,000円とし、各評価日のファンドの純資産額の年率0.14%に相当する額、およびファンドのために直接負担した立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注8－為替ヘッジコンサルタントの報酬

為替ヘッジコンサルタントは、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を750,000円とし、各評価日のファンドの純資産額の年率0.02%に相当する額、およびファンドのために為替ヘッジコンサルタントが直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注9－未払費用

(日本円)

為替ヘッジコンサルタント報酬	244,468
事務代行会社報酬	1,711,852
保管会社報酬	244,566
受託会社および管理会社報酬	244,559
弁護士報酬	657,640
海外登録費用	1,819,000
立替実費	122,221
専門家報酬	843,189
未払費用合計	<u>5,887,495</u>

注10－分配

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者が保有する受益証券口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2014年1月31日に終了した期間中、ファンドによる受益者に対する分配は行われなかった。

注11－税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴

収税はない。ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12－先渡為替契約

2014年1月31日現在、Aクラス受益証券に帰属する資産の一部をヘッジするために用いられた、ファンドの未決済先渡為替契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損失） （日本円）
日本円	2,642,659,534	米ドル	26,572,665	2014年3月6日	(80,381,521)
					(80,381,521)

(2) 【投資有価証券明細表等】

①【投資株式明細表】

該当事項はありません。

②【株式以外の投資有価証券明細表】

ノムラ・グローバル・マーケット・ニュートラル・ファンド 0707（3倍レバレッジ型）

投資有価証券明細表

2014年1月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に 占める 割合（％）
ケイマン諸島					
債券					
米ドル	7,740,000	パークレイズ・バンク PLC 0 %30/06/17	930,233,469	186,649,040	3.84
			930,233,469	186,649,040	3.84
		ケイマン諸島合計	930,233,469	186,649,040	3.84
投資有価証券合計			930,233,469	186,649,040	3.84

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

③【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

④【その他投資資産明細表】

該当事項はありません。

⑤【借入金明細表】

該当事項はありません。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,270万円）で、2014年2月末日現在全額払込済です。1株25,000ユーロ（約351万円）の記名式株式15株を発行しており、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーがその全てを保有しています。

（注）ユーロの円貨換算は、2014年4月14日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝140.53円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

(a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第5条第2項および別表Iに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会によるEU通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

(b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（随時改正されます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、AIFMDに基づきオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社は、2014年2月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。

（2014年2月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,778,296,396.70米ドル
		2	342,273,334.07ユーロ
		2	3,100,724,858.21豪ドル
		1	141,634,496.48カナダドル
		1	757,523,597.28ニュージーランドドル
		1	73,228,040.17英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,787,962,369.13米ドル
		7	69,738,670.09ユーロ
		3	24,052,441.18英ポンド
		5	380,753,826.79ニュージーランドドル
		13	605,310,824.144円
		4	51,044,663.95カナダドル
		7	921,883,955.00豪ドル

ケイマン諸島	その他のファンド	29	48,084,609,426円
		7	870,276,922.49豪ドル
		20	1,261,743,018.36米ドル
		1	20,609,332.20ユーロ
		3	272,145,245.54ニュージーランドドル
		1	334,305,368.84南アフリカ・ランド

ii) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ファンドの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグで設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行う独占的な権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当たり純資産価格の計算についても責任を有します。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。適用ある法令に従い、受益者の損失に関する管理会社の責任は、受益者の損失が、管理会社の故意による懈怠、悪意、詐欺または過失または管理会社の義務の未必の故意に直接起因する場合に限定されます。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドの代理で、ファンドのその他のサービス提供業者と締結する権限を有します。

管理会社は、（信託証書に基づくファンドの管理者の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金およびその他の財産から補償を受ける権利を有します。ただし、管理会社の故意による懈怠、悪意、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の義務の未必の故意による作為または不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に関する場合には適用されません。管理会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書により管理会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有しています。管理会社は、いずれかの受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。適用ある法に規定される事項を条件として、受任者もしくは再受任者の側の不適切な振る舞いまたは不履行に起因する損失につき、管理会社の故意による懈怠、悪意、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の義務の未必の故意による行為でない限り、一切責任を負いません。管理会社の職務の一部は、事務代行会社、販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による事前の通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の管理者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理者を任命することができます。

(3) 【その他】

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な悪影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

5【管理会社の経理の概況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2014年4月14日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝140.53円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーnst・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2013年6月3日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33 rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 3, 2013

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2012年5月7日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich - Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2012 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as at March 31, 2012, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie TESTA

Luxembourg, May 7, 2012

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2013年3月31日現在

(ユーロで表示)

	2013年3月31日		2012年3月31日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融固定資産				
－固定資産として保有される有価証券 (注3)	710,111	99,792	797,977	112,140
流動資産				
債権				
－1年以内期限到来債権	364,956	51,287	336,353	47,268
銀行預金、郵便振替預金、小切手および 手元現金(注12)	5,609,156	788,255	4,230,229	594,474
	5,974,112	839,542	4,566,582	641,742
資産合計	6,684,223	939,334	5,364,559	753,881
負債				
資本金および準備金				
資本金(注4)	375,000	52,699	375,000	52,699
法定準備金(注5)	37,500	5,270	37,500	5,270
その他準備金(注5)	1,435,000	201,661	1,560,000	219,227
繰越利益(注5)	2,620,869	368,311	1,166,542	163,934
当期利益(注5)	1,133,890	159,346	1,329,327	186,810
	5,602,259	787,285	4,468,369	627,940
引当金				
納税引当金(注6)	1,055,121	148,276	895,085	125,786
その他引当金(注11)	3,047	428	1,105	155
	1,058,168	148,704	896,190	125,942
非劣後債務				
1年以内期限到来その他債務(注7)	23,796	3,344	—	—
負債合計	6,684,223	939,334	5,364,559	753,881

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2013年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	2013年3月31日終了年度		2012年3月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他対外費用	333,462	46,861	107,329	15,083
未払利息およびその他金融費用				
－関連事業に関する金額（注8）	32,322	4,542	116,639	16,391
所得税（注6）	160,036	22,490	180,833	25,412
当期利益	1,133,890	159,346	1,329,327	186,810
費用合計	1,659,710	233,239	1,734,128	243,697
収益				
純売上高	1,563,440	219,710	1,626,075	228,512
その他未収利息およびその他金融収益				
－関連事業から派生する金額（注12）	—	—	6,855	963
その他営業収益（注3）	70,821	9,952	68,861	9,677
金融固定資産からの収益（注9）	25,449	3,576	32,337	4,544
収益合計	1,659,710	233,239	1,734,128	243,697

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2013年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスECIA 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注 3－固定資産として保有される有価証券

2013年3月31日に終了した事業年度中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	922,836
期中取得額	5,220
期中処分額	(129,085)
期末現在	798,971
評価調整	
期首現在累積評価調整	(124,859)
期末現在評価調整 (1)	35,999
期末現在累積評価調整	(88,860)
期末純評価額	710,111
期末市場価格	857,679

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

注 4－資本金

2013年3月31日および2012年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注５－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2012年３月31日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542
前期の利益	—	—	1,329,327
資産税準備金の純取崩し	—	(205,000)	205,000
資産税準備金	—	80,000	(80,000)
配当金	—	—	—
2013年３月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2013年３月31日現在、配当不可能準備金は合計1,435,000ユーロであり、これは、2007年から2012年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2012年５月８日に行われた年次株主総会により、2006年の資産税準備金の全額である205,000ユーロが取り崩され、2012年度の資産税準備金として80,000ユーロが積立てられた。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注７－その他債務

2013年３月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成される（2012年：ゼロ）。

注８－未払利息およびその他金融費用

	2013年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2012年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損失）	(30,380)	(119,696)
派生商品および為替契約に係る未実現利益／（損失）の純増減	(1,942)	3,057
	(32,322)	(116,639)

注9－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2013年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2012年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	25,449	32,337
	<u>25,449</u>	<u>32,337</u>

注10－スタッフ

当社には、2013年3月31日および2012年3月31日に終了した年度中に従業員はいなかった。

注11－その他引当金

2013年3月31日現在、「その他引当金」は、以下のとおり為替先渡契約に係る未実現損失で構成される。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年6月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年6月28日	(377)
					<u>(3,047)</u>

2012年3月31日現在、為替先渡契約に係る未実現損失は1,105ユーロであった。

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2013年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった（2012年：6,855ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13－運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として保有してはいないが、投資運用に関する責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。かかる資産は、2013年3月31日現在、約17,075百万ユーロである（2012年：15,186百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2013
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2013</i>	<i>March 31, 2012</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial fixed assets		
- Securities held as fixed assets (note 3)	710,111	797,977
CURRENT ASSETS		
Debtors		
- Trade debtors becoming due and payable within one year	364,956	336,353
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand (note 12)	5,609,156	4,230,229
	<u>5,974,112</u>	<u>4,566,582</u>
TOTAL ASSETS	<u><u>6,684,223</u></u>	<u><u>5,364,559</u></u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed capital (note 4)	375,000	375,000
Legal reserve (note 5)	37,500	37,500
Other reserves (note 5)	1,435,000	1,560,000
Results brought forward (note 5)	2,620,869	1,166,542
Profit for the financial year (note 5)	1,133,890	1,329,327
	<u>5,602,259</u>	<u>4,468,369</u>
PROVISIONS		
Provision for taxation (note 6)	1,055,121	895,085
Other provisions (note 11)	3,047	1,105
	<u>1,058,168</u>	<u>896,190</u>
NON SUBORDINATED DEBTS		
Other creditors becoming due and payable within one year (note 7)	23,796	---
TOTAL LIABILITIES	<u><u>6,684,223</u></u>	<u><u>5,364,559</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2013
 (expressed in Euro)

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2013</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2012</i>
CHARGES		
Other external charges	333,462	107,329
Interest payable and other financial charges		
- concerning affiliated undertakings (note 8)	32,322	116,639
Income taxes (note 6)	160,036	180,833
Profit for the financial year	1,133,890	1,329,327
TOTAL CHARGES	<u>1,659,710</u>	<u>1,734,128</u>
INCOME		
Net turnover	1,563,440	1,626,075
Other interest receivable and other financial income		
- derived from affiliated undertakings (note 12)	---	6,855
Other operating income (note 3)	70,821	68,861
Income from financial fixed assets (note 9)	25,449	32,337
TOTAL INCOME	<u>1,659,710</u>	<u>1,734,128</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2013

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich – Building A, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under managements. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 – Securities held as fixed assets

During the year ended March 31, 2013, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. Movements in securities held on fixed assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	922,836
acquisitions during the year	5,220
disposals during the year	(129,085)
at the end of the year	798,971
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(124,859)
Value adjustments at the end of the year ⁽¹⁾	35,999
cumulated value adjustments at the end of the year	(88,860)
Net value at the end of the year	710,111
Market value at the end of the year	857,679

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption “Other operating income” in the Profit and loss account.

Investment in units/shares of investment funds

The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2013 and 2012, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2012	37,500	1,560,000	1,166,542
Previous year 's profit	---	---	1,329,327
Net release of net worth tax reserve	---	(205,000)	205,000
Net worth tax reserve	---	80,000	(80,000)
Dividends	---	---	---
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2013, the non-distributable reserve amounted EUR 1,435,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2007 to 2012.

As per Annual General Meeting held on May 8, 2012, the 2006 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 205,000 while a net worth tax reserve of EUR 80,000 was constituted for 2012.

Note 6 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 – Other creditors

As at March 31, 2013, other creditors consist of audit and tax advisers fees payable (2012: nil).

Note 8 – Interest payable and other financial charges

	<i>Year ended March 31, 2013</i>	<i>Year ended March 31, 2012</i>
Net realised (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(30,380)	(119,696)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(1,942)	3,057
	<u>(32,322)</u>	<u>(116,639)</u>

Note 9 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2013</i>	<i>Year ended March 31, 2012</i>
Dividend received	25,449	32,337
	<u>25,449</u>	<u>32,337</u>

Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2013 and 2012.

Note 11 – Other provisions

As at March 31, 2013, “Other provisions” consist in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

As at March 31, 2012, unrealised losses on forward exchange contracts amounted EUR 1,105.

Note 12 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the year ended March 31, 2013 (2012: EUR 6,855). The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 17,075 million as at March 31, 2013 (2012: EUR 15,186 million).

中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2014年4月14日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝140.53円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2013年9月30日現在

（ユーロで表示）

	2013年9月30日		2012年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融固定資産				
－固定資産として保有される有価証券（注3）	—	—	861,401	121,053
流動資産				
債権				
－1年以内期限到来債権	544,047	76,455	316,981	44,545
－その他未収金（注11）	—	—	3,524	495
銀行預金、郵便振替預金、小切手および手元現金（注12）	7,148,378	1,004,562	4,825,804	678,170
	<u>7,692,425</u>	<u>1,081,016</u>	<u>5,146,309</u>	<u>723,211</u>
資産合計	<u>7,692,425</u>	<u>1,081,016</u>	<u>6,007,710</u>	<u>844,263</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注4）	375,000	52,699	375,000	52,699
法定準備金（注5）	37,500	5,270	37,500	5,270
その他準備金（注5）	1,435,000	201,661	1,435,000	201,661
繰越利益（注5）	3,754,759	527,656	2,620,869	368,311
当期利益	758,449	106,585	524,582	73,720
	<u>6,360,708</u>	<u>893,870</u>	<u>4,992,951</u>	<u>701,659</u>
引当金				
納税引当金（注6）	1,244,340	174,867	1,014,759	142,604
非劣後債務				
税金および社会保障債務（注7）	16,185	2,274	—	—
1年以内期限到来その他債務（注7）	71,192	10,005	—	—
	<u>87,377</u>	<u>12,279</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
負債合計	<u>7,692,425</u>	<u>1,081,016</u>	<u>6,007,710</u>	<u>844,263</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2013年9月30日に終了した期間

（ユーロで表示）

	2013年9月30日に 終了した期間		2012年9月30日に 終了した期間	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他対外費用	83,789	11,775	171,683	24,127
未払利息およびその他金融費用				
－関連事業に関する金額（注8）	—	—	29,088	4,088
人件費				
－給与および賃金（注10）	305,082	42,873	—	—
－給与および賃金にかかる社会保障費（注10）	16,644	2,339	—	—
－補完年金費用（注10）	11,351	1,595	—	—
所得税（注6）	189,219	26,591	119,674	16,818
当期利益	758,449	106,585	524,582	73,720
費用合計	<u>1,364,534</u>	<u>191,758</u>	<u>845,027</u>	<u>118,752</u>
収益				
純売上高	1,196,301	168,116	771,720	108,450
その他未収利息およびその他金融収益				
－関連事業から派生する金額（注8、12）	31,210	4,386	—	—
その他営業収益（注3）	88,860	12,487	61,159	8,595
金融固定資産からの収益（注9）	48,163	6,768	12,148	1,707
収益合計	<u>1,364,534</u>	<u>191,758</u>	<u>845,027</u>	<u>118,752</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2013年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社は、2010年12月17日法の第16章の定める制限内で、その目的に直接または間接に関連するあらゆる活動を行うことができる。当社は、当期中、オルタナティブ投資ファンド運用者として認可を受けるための申請を行った。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－固定資産として保有される有価証券

2013年９月30日に終了した期間中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券は、当期中にすべて売却された。

固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
<u>取得価額</u>	
期首現在	798,971
期中取得額	—
期中処分額	(798,971)
期末現在	—
<u>評価調整</u>	
期首現在累積評価調整	(88,860)
期末現在評価調整 (1)	88,860
期末現在累積評価調整	—
期末純評価額	—
期末市場価格	—

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していなかった。

注４－資本金

2013年９月30日および2012年９月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注５－準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2013年３月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869
前期の利益	—	—	1,133,890
資産税準備金の取崩し純額	—	—	—
資産税準備金	—	—	—
配当金	—	—	—
2013年９月30日現在残高	37,500	1,435,000	3,754,759

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2013年９月30日現在、配当不可能準備金は合計1,435,000ユーロであり、これは、2007年から2012年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注７－非劣後債務

2013年９月30日現在、税金および社会保障債務は、社会保障負債および給与税負債で構成される（2012年：ゼロ）。

2013年９月30日現在、その他債務は、１年以内に期限が到来する給与に関する積立金で構成される（2012年：ゼロ）。

注８－未払利息およびその他金融費用ならびにその他未収利息およびその他金融収益

	2013年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2012年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	28,163	(33,716)
派生商品および為替契約に係る未実現利益／（損失）の純増減	3,047	4,628
	31,210	(29,088)

注９－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2013年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2012年９月30日 に終了した期間 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	47,902	—

受取配当金

261	12,148
48,163	12,148

注10－スタッフ

2013年9月30日現在、当社は6名の常勤スタッフを雇っている（2012年：ゼロ）。

注11－その他未収金

2012年9月30日現在、「その他未収金」は、ヘッジ目的のために保有される為替先渡契約に係る未実現利益で構成され、合計3,524ユーロであった。

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2013年9月30日および2012年9月30日に終了した期間中利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。